

福岡県公報

平成二十五年九月十三日
第三千五百三十号
増刊
①

目次

規則(第二十二号)

○福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境課)……………

規則

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十五年九月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境影響評価条例施行規則(平成十一年福岡県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 環境影響評価調査計画書の作成(第三条―第七条)」を

「第一節 計画段階環境配慮書の作成等(第二条の二―第二条の五)」

第一節の二 環境影響評価調査計画書の作成等(第三条―第七条)」に、

「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第二十八条」を「第二十八条の二」に改

め、「都市計画に定められる」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、「第五十九条」

を「第六十一条」に改める。

第二章第一節の節名中「作成」を「作成等」に改め、同節を同章第一節の二とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 計画段階環境配慮書の作成等

(配慮書の記載事項)

第二条の二 条例第七条の三第五号の規則で定める事項は、条例第七条の六の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する市町村の長の意見又は一般の意見の概要とする。

2 配慮書事業者は、条例第七条の三の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての見解を記載するように努めるものとする。

(配慮書等の公表)

第二条の三 条例第七条の四の規定により配慮書及びこれを要約した書類(以下この条において「配慮書等」という。)を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 配慮書事業者の事務所

二 関係市町村の協力が得られる場合にあつては、公民館その他の関係市町村の施設

三 その他配慮書事業者が利用できる適切な施設

2 条例第七条の四の規定による配慮書等の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトにへの掲載

三 関係市町村の協力が得られる場合にあつては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

3 前二項に規定する公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第二条の四 条例第七条の五の規則で定める期間は、条例第七条の四の規定による配慮書の送付を受けた日から九十日間とする。

(配慮書対象事業の廃止等の公表)

第二条の五 条例第七条の七第一項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 県の公報又は広報紙への掲載

二 関係市町村の協力が得られる場合にあつては、関係市町村の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

四 その他知事が適当と認める方法

2 条例第七条の七第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第七条の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨、該当した号及び該当することとなつた年月日

四 条例第七条の七第一項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第三条中「第八条第六号」を「第八条第一項第九号」に改め、同条中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 条例第七条の六の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する市町村の長又は一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの

イ 関係する市町村の長の意見又は一般の意見の概要

ロ イの意見についての配慮書事業者の見解

ハ 条例第七条の二の規定による配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

二 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）又は隣接県若しくは市町村の条例の定めるところに従つて、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たつて、一又は二以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った書類を作成した場合については、次

の各号に掲げる事項のうち、法又は隣接県若しくは市町村の条例において条例第八条の調査計画書に相当する書類の記載事項として定められているもの

イ 当該書類の内容

ロ 当該書類について法第三条の六の意見を述べた大臣、隣接県の知事又は市町村の長の意見がある場合には、その意見

ハ 当該書類についての一般の意見がある場合には、その概要

ニ ロ及びハの意見についての事業者の見解

ホ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第四条第一項を次のように改める。

第二条の五第一項の規定は、条例第十条の規定による公告について準用する。

第五条中「うちから、」の下に「できる限り」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（調査計画書の公表）

第五条の二 条例第十条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトへの掲載

三 関係市町村の協力が得られる場合にあつては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

（調査計画書説明会の開催等）

第五条の三 条例第十条の二第一項の規定による調査計画書説明会は、できる限り調査計画書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、当該地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 第二条の五第一項の規定は、条例第十条の二第二項の規定による公告について準用する。

3 条例第十条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

る。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 事業実施区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 調査計画書説明会の開催を予定する日時及び場所

4 条例第十条の二第四項の書面には、平易な形にまとめた調査計画書の概要並びに必要に応じて調査計画書で用いた用語の説明及び参考となる図表等を記載するものとする。

（事業者の責めに帰することのできない理由）

第五条の四 条例第十条の二第五項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により調査計画書説明会が開催できないこと。

二 事業者以外の者により調査計画書説明会の開催が故意に阻害されることによつて

調査計画書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第七条の見出しを「（調査計画書についての知事の意見の提出期間）」に改め、同条中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「六十日間」を「九十日間」に改める。

第八条第二項第一号中「第三条第三号」を「第三条第一号、第二号及び第五号」に改める。

第十条第一項中「第四条第一項」を「第二条の五第一項」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（評価書案の公表）

第十一条の二 第五条の二の規定は、条例第十八条の規定による公表について準用する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

（評価書案説明会の開催等）

第十二条 第五条の三の規定は、条例第十九条第二項において準用する条例第十条の二の規定による評価書案説明会について準用する。この場合において、第五条の三中「

調査計画書説明会」とあるのは「評価書案説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、「調査計画書」とあるのは「評価書案」と読み替えるものとする。

（事業者の責めに帰することのできない事由）

第十三条 第五条の四の規定は、条例第十九条第二項において準用する条例第十条の二の規定による評価書案説明会について準用する。この場合において、第五条の四中「条例第十条の二第五項」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例第十条の二第五項」と、「調査計画書説明会」とあるのは「評価書案説明会」と読み替えるものとする。

第十七条の次に次の十条を加える。

（公聴会の開催場所）

第十七条の二 条例第二十四条の二第一項（条例第四十二条の二第一項において準用する場合を含む。）の公聴会は、関係地域内において開催するものとする。ただし、当該地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

（公聴会開催の公告）

第十七条の三 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の一月前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称及び種類

三 意見を聴こうとする事項

四 意見陳述の申出に関する事項

五 公聴会の開催を予定する日時及び場所

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（意見陳述の申出）

第十七条の四 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条の規定による公告から二週間以内に、当該意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

(公聴会の開催の中止)
第十七条の五 知事は、前条の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

2 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するものとする。

(公述人の選定)

第十七条の六 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、第十七条の四の規定により書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定することができる。

2 前項の規定による公述人の選定は、第十七条の四の規定により書面を提出した者が多数である場合に行うものとし、その方法は当該提出のあった書面の内容の類似性等を考慮した上で抽選により行うものとする。

3 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

4 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を第十七条の四の規定により書面を提出した者に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第十七条の七 公聴会は、知事が指名する職員が議長として主宰する。

(公述人の発言)

第十七条の八 議長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人の発言の時間を定め、又は公述人の発言の順序を定めることができる。

2 公述人は、評価書案についての環境の保全の見地からの意見の範囲及び第十七条の四の規定により提出した書面の内容の範囲を超えて発言してはならない。

3 議長は、公述人の発言が前項に規定する範囲を超えたとき、若しくは公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な発言があったときは、その発言を禁止し、若しくは中止させ、又は当該公述人を退場させることができる。

(代理人等)

第十七条の九 公述人は、あらかじめ知事が認めたとき、又は議長が認めたときに限り

代理人に意見を述べさせることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第十七条の十 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成等)

第十七条の十一 知事は、公聴会を開催したときは、当該公聴会に関して次に掲げる事項を記載し、議長が押印した書類を作成しなければならない。

- 一 対象事業の名称及び種類
- 二 公聴会の開催日時及び場所
- 三 公述人の氏名及び住所
- 四 公述人が述べた意見の趣旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

第十八条の見出しを「(評価書についての知事の意見の提出期間)」に改め、同条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第四条第一項」を「第二条の五第一項」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(評価書の公表)

第二十二条の二 第五条の二の規定は、条例第二十七条の規定による公表について準用する。

第二十五条第一項及び第二十七条第二項中「第四条第一項」を「第二条の五第一項」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(事後調査の結果を記載した書類の公表)

第二十八条の二 第二条の三の規定は、条例第三十五条第一項の規定による公表について準用する。この場合において、第二条の三第一項中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内」とあるのは「関係地域内」と、同項第一号及び第三号並びに同条第二項第一号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、

同条第三項中「配慮書等の内容」とあるのは「事後調査の結果の内容」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「処分」を「処分等」に、「第七条第二項の同意」を「第八条第二項の協議」に、「第七条第三項」を「第八条第三項」に、「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

「第六章 都市計画に定められる対象事業に関する特例」を「第六章 都市計画に定められる配慮書対象事業及び対象事業に関する特例」に改める。

第三十条第四項中「第一項」を「第二項」に、「同条」を「第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により読み替えて」を「第二項の規定により読み替えて」に、「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に、「第三十九条の規定に基づき」を「第三十九条第二項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条第一項の規定に基づき」を「第三十九条第二項の規定により」に、「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の表以外の部分中「第三十九条第一項」を「第三十九条第二項」に改め、「同項に規定する」及び「（以下「都市計画決定権者」という。）」を削り、「第三十八条、第四十一条及び第四十七条」を「第三十八条第二項、第四十一条第二項及び第四十七条（第一号を除く。）」に改め、同項の表中

第八号各号 列記以外の 部分	事業者 対象事業を実施しようとするときは、当該事業	都市計画決定権者 対象事業を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十七条に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定めようとするとき、又は対象事業に係る施設を同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定めようとするときは、当該対象事業
----------------------	------------------------------	---

を

第八号第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称及び既に事業者が決定されている場合にあっては、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
--------	---	---

に、

第八号第一項各号列記以外の部分	事業者 対象事業を実施しようとするときは	都市計画決定権者 対象事業を都市計画法第四十七条に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定めようとするとき、又は対象事業に係る施設を同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定めようとするときは
第八号第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称及び既に事業者が決定されている場合にあっては、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
第八号第一項第七号及び第二項	事業者	都市計画決定権者

を

第三十八条	一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするとき	相互に関連する二以上の対象事業又は対象事業に係る施設がそれぞれ都市計画に定められようとするとき
第四十一条の見出し	事業者 対象事業の事業者	都市計画の都市計画決定権者 都市計画決定権者

第四十一条	事業者 、第二十六条第三項、第三十五條及び第四十三條 事業実施部局の長	都市計画決定権者 及び第二十六条第三項 建築都市部長
第四十七條	第九條第一項に規定する市町村若しくは同條第二項の規定により調査計画書が送付された市町村 事業者	第九條第二項の規定により調査計画書が送付された市町村 都市計画決定権者

第三十八條 第二項	一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするとき 当該事業者	相互に関連する二以上の対象事業又は対象事業に係る施設がそれぞれ都市計画に定められようとするとき 都市計画決定権者
第四十一条 の見出し	配慮書事業者及び事業者	都市計画決定権者
第四十一条 第二項	事業者 、第二十六条、第三十五條及び第四十三條 事業実施部局の長	都市計画決定権者 及び第二十六条 建築都市部長
第四十七條 各号列記以外の部分	配慮書事業者又は事業者	都市計画決定権者
第四十七條 第二号	第九條第一項に規定する市町村、同條第二項の規定により調査計画書が送付された者が長である市町村	第九條第二項の規定により調査計画書が送付された者が長である市町村

に改め、同項を

同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第三十九條第一項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第七條の二から第七條の七まで（同条第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十八條第一項、第四十一条第一項及び第四十

七條（第二号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二	配慮書対象事業（第二條第二号に規定する規則で定める要件に該当する事業のうち法第二條第二項に規定する第一種事業及び法第三條の十第一項（法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知がなされた法第二條第三項に規定する第二種事業に該当するものを除いたものをいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）	都市計画決定権者
第七條の三各号 列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
第七條の三 第一号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第七條の四から 第七條の六	配慮書事業者	都市計画決定権者

第七條の七第一項各号列記以外の部分	配慮書事業者（第十條又は法第七條の規定による公告を行った者を除く。）	都市計画決定権者（第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される第十條又は法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第七條の規定による公告を行った場合を除く。）
第七條の七第二項第一号	配慮書対象事業を実施しないこと	配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画に定めること
第三十八條第一項	一又は二以上の配慮書事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするとき	相互に関連する二以上の配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設がそれぞれ都市計画に定められようとするとき
第四十一條第一項	配慮書事業者 、第七條の七及び第四十三條	都市計画決定権者 及び第七條の七
第四十七條	配慮書事業者又は事業者 配慮書対象事業を実施しようとする部局の長	都市計画決定権者 建築都市部長

第三十一條中「前條第一項」を「前條第二項」に、「前條第三項」を「前條第四項」に改める。

第三十二條中「第三十條第二項」を「第三十條第三項」に、「同條第一項」を「同條第二項」に改める。

第三十三條の見出しを「（配慮書事業者及び事業者の行う環境影響評価手続との調整）」に改め、同條第五項中「第三項」を「第四項」に、「第三十九條第一項」を「第三十九條第二項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第三十九條第一項」を「第三十九條第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「事業者」を「配慮書事業者又は事業者」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「第八條」を「第八條第一項」に、「第三十九條第一項」を「第三十九條第二項」に改め、同項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

配慮書事業者が条例第七條の三の規定により配慮書を作成してから条例第八條第一項の規定による調査計画書の作成を行うまでの間に、当該配慮書に係る配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、配慮書事業者（配慮書事業者が既に条例第七條の四の規定により当該配慮書を交付しているときは、配慮書事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての条例第三十九條第一項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならぬ。

第三十四條の表以外の部分中「第三十九條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第三條から第二十八條まで」を「第二條の二から第二十八條の二まで（第二條の五第二項第四号、）」に改め、同條の表を次のように改める。

第二條の二第一項	条例第七條の三第五号	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の三五号
第二條の二第二項	条例第七條の六	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の六
第二條の二第二項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第二條の二第二項	条例第七條の三	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の三
第二條の三第一項各号列記以外の部分	条例第七條の四	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の四
第二條の三第一項第一号及び第三号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第二條の三第二項各号列記以外の部分	条例第七條の四	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の四

第二條の三第二 項第一号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第二條の四	条例第七條の五	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の五
第二條の五第一 項及び第二項各 号列記以外の部 分	条例第七條の四 条例第七條の七第一項	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の四 第一項
第二條の五第二 項第一号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二條の五第二 項第三号	条例第七條の七第一項	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の七 第一項
第三條各号列記 以外の部分	条例第八條第一項第九号	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第八條第一 項第九号
第三條第一号	条例第七條の六	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の六
	配慮書事業者	都市計画決定権者
	条例第七條の二	第三十條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の二
第三條第二号	条例第八條	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第八條
	事業者	都市計画決定権者
第四條第一項	条例第十條	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條
第四條第二項各 号列記以外の部 分	条例第十條	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條

第四條第二項第 一 号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第五條各号列記 以外の部分	条例第十條	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條
第五條第一号及 び第二号	事業者	都市計画決定権者
第五條の二各号 列記以外の部分	条例第十條	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條
第五條の二第一 号	事業者	都市計画決定権者
第五條の三第一 項	条例第十條の二第一項	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條の二 第一項
第五條の三第二 項	事業者	都市計画決定権者
第五條の三第三 項各号列記以外 の部分	条例第十條の二第二項	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條の二 第二項
第五條の三第三 項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第五條の三第四 項	条例第十條の二第四項	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條の二 第四項
第五條の四各号 列記以外の部分	条例第十條の二第五項	第三十條第二項の規定により読み替えて適用される条例第十條の二 第五項
第五條の四第二 号	事業者	都市計画決定権者

<p>第六条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>条例第十一条第一項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十一条第一項</p>
<p>第六条第一項第二号</p>	<p>事業者の氏名又は名称</p>	<p>都市計画決定権者の名称</p>
<p>第七条</p>	<p>条例第十三条第一項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十三条第一項</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>条例第十二条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十二条</p>
<p>第八条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>条例第十六条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十六条</p>
<p>第八条第二項第二号</p>	<p>条例第九号</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九号</p>
<p>第九条</p>	<p>事業者 条例第十七条 条例第九号第二項</p>	<p>都市計画決定権者 第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十七条第二項</p>
<p>第十条第一項</p>	<p>条例第十八条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十八条</p>
<p>第十条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>条例第十八条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十八条</p>
<p>第十条第二項第一号</p>	<p>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>都市計画決定権者の名称</p>
<p>第十一条及び第十一号</p>	<p>条例第十八条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十八条</p>

<p>第十二条</p>	<p>条例第十九条第二項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第二項</p>
<p>第十三条の見出し</p>	<p>事業者</p>	<p>都市計画決定権者</p>
<p>第十三条</p>	<p>条例第十九条第二項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第二項</p>
<p>第十四条</p>	<p>条例第二十条第一項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十条第一項</p>
<p>第十五条</p>	<p>条例第二十一条 条例第二十二条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条 第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十二条</p>
<p>第十六条第一項及び第二項各号列記以外の部分</p>	<p>条例第二十一条 条例第二十三条第一項第一号</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条 第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第一項第一号</p>
<p>第十七条</p>	<p>条例第二十三条第二項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条第二項</p>
<p>第十七条の二</p>	<p>条例第二十四条の二第一項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十四条の二第一項</p>
<p>第十七条の三第一号</p>	<p>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>都市計画決定権者の名称</p>
<p>第十八条</p>	<p>条例第二十五条第一項</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十五条第一項</p>
<p>第十八条</p>	<p>条例第二十四条</p>	<p>第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十四条</p>

第十九条	条例第二十六条第一項第一号	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第一項第一号
第二十条第一項	条例第二十六条第二項	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第二項
第二十条第二項	事業者 条例第二十六条第三項	都市計画決定権者 第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十六条第三項
第二十一条第一項及び第二項各号列記以外の部分	条例第二十七条	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条
第二十一条第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二十二条及び第二十三条の二	条例第二十七条	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十七条
第二十四条	条例第二十八条	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十八条
第二十五条第一項及び第二項各号列記以外の部分	条例第二十九条第一項	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十九条第一項
第二十五条第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二十五条第二項第三号及び第四号	条例第二十九条第一項	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十九条第一項
第二十六条第一項及び第二項	条例第三十一条第一項	第三十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第三十一条第一項

第二十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項	条例第三十二条第一項	第三十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第三十二条第一項
第二十八条及び第二十九条の二	条例第三十五条第一項	第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三十五条第一項
第三十五条中「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」を「法」に改める。 第三十六条の表以外の部分中「第二十五条、第二十六条」を「第二十四条の二から第二十六条まで」に、「第四十一条及び第四十七条」を「第四十一条第二項及び第四十七条第二号」に改め、同表の表第十四条の項中「前条」を「前条第一項」に、「市町村の長」を「知事」に、「第八条第五号」を「第八条第一項第八号」に改め、同表第十六条第一号の項中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同表第十六条第三号の項中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「市町村の長」を「知事」に改め、同表第十七条の項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表第二十三条第一項第一号の項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同表第二十三条第一項第二号の項中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同表第二十七条の項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同表第二十八条の項、第二十九条第一項第二号の項及び第三十一条の項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同表第四十一条の見出しの項中「事業者」を「配慮書事業者及び事業者」に改め、同表中		
第四十一条	事業者 第九号第一項、第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第三項、第三十五条及び第四十三条	港湾管理者 第十七条、第二十四条及び第三十五条
	事業実施部局長	土木部長
	を	

第四十七条	第九条第一項に規定する市町村若しくは同条第二項の規定により調査計画書が送付された市町村又は第十七条	第十七条
事業者	港湾管理者	
対象事業	対象港湾計画	

第四十一条第二項	事業者 第九条、第十二条、第十三条、第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第三十五条及び第四十三条	港湾管理者 第十七条、第二十四条及び第三十五条
第四十七条各号列記以外の部分	事業実施部局長 配慮書事業者又は事業者 対象事業等	県土整備部長 港湾管理者 対象港湾計画
第四十七条第二号	第九条第一項に規定する市町村、同条第二項の規定により調査計画書が送付された者が長である市町村又は第十七条	第十七条

に改める。

第三十七条中「前条において」の下に「読み替えて」を加える。
 第三十八条第一項を次のように改める。
 第二条の五第一項の規定は、第三十六条において読み替えて準用する条例第十八条の規定による公告について準用する。
 第三十八条第二項中「において」の下に「読み替えて」を加える。
 第三十九条中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(評価書案の公表)

第三十九条の二 第五条の二の規定は、第三十六条において読み替えて準用する条例第

十八条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条の二中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第四十条の見出しを「(評価書案説明会の開催等)」に改め、同条第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「説明会」を「評価書案説明会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三十六条において読み替えて準用する条例第十九条第二項において準用する条例第十条の二第二項の規定による公告については、第二条の五第一項の規定を準用する。

第四十条第三項中「において」の下に「読み替えて」を、「第十九条第二項」の下に「において準用する条例第十条の二第二項」を加え、同項第五号中「説明会の開催日時」を「評価書案説明会の開催を予定する日時」に改め、同条第四項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「第十九条第四項」を「第十九条第二項において読み替えて準用する条例第十条の二第四項」に改める。

第四十一条中「において」の下に「読み替えて」を加え、「第十九条第五項」を「第十九条第二項において読み替えて準用する条例第十条の二第五項」に改め、同項第一号及び第二号中「説明会」を「評価書案説明会」に改める。

第四十二条から第四十六条の規定中「第三十六条において」の下に「読み替えて」を加える。
 第四十七条を次のように改める。

(評価書の公告)

第四十七条 第三十六条において読み替えて準用する条例第二十七条の規定による公告については、第二条の五第一項の規定を準用する。

2 第三十六条において読み替えて準用する条例第二十七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 港湾管理者の名称及び住所

二 対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積

三 対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施される予定の区域

四 関係地域の属する市町村

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

第四十八条中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(評価書の公表)

第四十八条の二 第三十六条において読み替えて準用する条例第二十七条の規定による公表については、第五条の二の規定を準用する。この場合において、第五条の二中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

第四十九条中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十条第一項を次のように改める。

第三十六条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項の規定による公告については、第二条の五第一項の規定を準用する。

第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十四条第一項中「第三十九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

第五十六条第二項中「日刊新聞紙」を「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」に改める。

第五十八条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 配慮書に相当する書類

第五十九条中「事業者は」を「配慮書事業者又は事業者は」に、「当該事業者」を「当該配慮書事業者又は当該事業者」に改める。

別表第一第十三項中「空港整備法」を「空港法」に改め、同表第十四項を次のように改める。

十四 発電所の設置及び変更の工事

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第三項に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置及び変更の工事の事業であつて、次に掲げるもの

一 出力が一万五千ワット以上である水力発電所の設置の工事の事業

二 出力が七万五千ワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）の設置の工事の事業

三 出力が五千ワット以上である風力発電所の設置の工事の事業

四 出力が一万五千ワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業

五 出力が七万五千ワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事の事業

六 出力が五千ワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

別表第二第十七項中「三」を「四」に改め、同表第十八項中「又は四」を「又は五」に改め、同表中第十九項を第二十項とし、第十八項の次に次のように加える。

十九 別表第十四項の三又は六に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	事業実施区域の位置	修正前の事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに事業実施区域とならないこと。

別表第三第十七項中「三」を「四」に改め、同表第十八項中「又は四」を「又は五」に改め、同表中第十九項を第二十項とし、第十八項の次に次のように加える。

十九 別表第十四項の三又は六に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。ないこと。
	事業実施区域の位置	修正前の事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

別表第四中「第五十九条関係」を「第六十一条関係」に改める。

2 改正後の福岡県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第十四項第三号及び第六号に掲げる事業には、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの（施行日以降、その内容を変更せず、又は新規則第二十六条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）を含まないものとする。